

令和 5 年 2 月 2 日
九州管区行政評価局**戸籍謄本の第三者請求に係る市町村の適正な事務処理について**

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する福岡法務局の回答－

総務省九州管区行政評価局（局長 ^{たかだ よしひさ} 高田 義久）は、標記について、令和 4 年 10 月 6 日に福岡法務局に改善を求めるあっせんを行ったところですが、令和 5 年 1 月 19 日に福岡法務局から改善措置を講じた旨の回答がありましたのでお知らせします。

1 経緯

総務省九州管区行政評価局は、権利行使等を目的として、親族等の戸籍謄本を請求した際、市から第三者には交付できないとの説明を受けたとの行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（※）の意見を踏まえ、令和 4 年 10 月 6 日に福岡法務局に対して改善を求めるあっせんを実施

令和 5 年 1 月 19 日に福岡法務局から改善措置を講じた旨の回答を受理

2 福岡法務局の回答（概要）【2 ページ】

- ① 市町村に対し、以下の事項について、文書による助言を実施
 - i) 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないこと。請求者は理由を明らかにしなければならないこと。
 - ii) 戸籍謄本等の請求に当たっては、戸籍に記載された者のプライバシーの保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることを周知すること。
 - iii) 市町村ホームページ・窓口における適切な説明等の実施
- ② 市町村のホームページで適切な案内が記載されていることを確認
- ③ 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求に係る具体例を福岡法務局ホームページに掲載・市町村に提供 等

※行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置

（座長） 石森 久広	（西南学院大学副学長・法学部教授）
（委員） 久留 百合子	（株式会社ビスネット代表取締役、消費生活アドバイザー）
高木 直人	（公益財団法人九州経済調査協会理事長）
戸江 千枝	（税理士）
三浦 邦俊	（弁護士）
西原 真理子	（福岡行政相談委員協議会会長）
久保田 正廣	（株式会社西日本新聞社論説委員長）

（本件に関する連絡先）**総務省 九州管区行政評価局****担当：首席行政相談官 福島****行政相談官 重松****電 話：092-431-7081（代表）**

困ったら
一人で悩まず
行政相談

行政相談マスコット
（キクーン）

福岡法務局へのあっせん

福岡法務局は、法定受託事務として戸籍事務を管掌する市町村に対し、自ら及び管轄区域内の地方法務局が実施する管内市町村の戸籍事務担当職員等を対象とした研修や会議等を通じて、次の対応を行うこと。

- ① 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務の処理を求めるとともに、市町村が開設するホームページ及び窓口におけるこれらに関する説明等を適切に行うよう、改めて助言すること。
- ② また、市町村に上記①の助言を行う際には、プライバシー保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要な説明を求めることがあることについても併せて周知するよう、改めて助言すること。
- ③ 戸籍法第10条の2第1項の各号（第1～3号）の具体例等は、今回の調査において複数の市町村から要望されているとおり有効な情報の一つとみられることから、具体例等のより一層の充実を図り、市町村に提供すること。あわせて、ホームページへの掲載を検討すること。

福岡法務局の回答

- 1 福岡法務局及び管内地方法務局（以下「福岡法務局等」という。）の戸籍課長から、戸籍事務を管掌する市区町村戸籍事務主管課長に対し、以下の事項について、文書による助言を行った。
 - (1) 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないこと。
 - (2) 上記(1)の場合、当該請求をする者は、それぞれ戸籍法第10条の2第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならないこと。
 - (3) 市区町村の窓口において、引き続き、戸籍謄本等の請求方法等について、適切な説明に努めること。
 - (4) 戸籍謄本等の請求に当たっては、戸籍に記載された者のプライバシーの保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることを周知すること。
 - (5) ホームページにおける戸籍謄本等の請求方法に係る案内について確認し、適切に案内されていない場合にはその記載について、速やかに適切な記載とすること。
- 2 福岡法務局等が実施する、戸籍事務に従事する職員を対象とした各種研修、戸籍定例会及び現地指導等の機会において、戸籍謄本等の請求に係る案内については、上記1の趣旨を踏まえて適正に行うよう助言を行った。
- 3 福岡法務局等のホームページにおける記載内容を確認し、市区町村における戸籍謄抄本等の交付請求のうち、第三者請求に係る具体例等について、令和4年10月14日付けで掲載した。
- 4 市区町村から要望があった戸籍法第10条の2第1項の各号（第1号ないし第3号）の具体例について福岡法務局等から市区町村に対し、情報提供を行った。
- 5 あっせんにより指摘があった市区町村のホームページにおける戸籍謄本等の請求方法に係る案内については、適切な案内が記載されていることを確認した（上記1(5)の改善状況の確認）。

<参考>「福岡法務局の回答」(2 ページ)の「3」関連

○ 福岡法務局ホームページに戸籍謄本等の第三者請求に係る具体例等を掲載

URL https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000001_00457.html



市区町村における戸籍の記録事項証明書(戸籍謄抄本)の交付請求について

更新日: 2022年10月14日

戸籍の記録事項証明書(戸籍謄抄本)の交付請求について

戸籍の証明書には、婚姻したことや離婚したことなどの個人情報が記載されていることから、個人情報を保護し、他人に不正取得されないようにするため、戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどが厳しく定められています。

下記(A)以外の第三者が、他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利を行使したり、自分の義務を履行したりするために戸籍の証明書が必要な場合や、国、都道府県、市区町村での手続きに戸籍の証明書が必要な場合など、正当な理由がある場合に限りです。この場合には、委任状は必要ありませんが、正当な理由があることを、請求書に詳しく記載していただく必要があるほか、追加の資料の提出を求められることがあります。

請求ができる方

(A) 戸籍に記載されている本人、又はその配偶者(夫又は妻)、その直系尊属(父母、祖父母等)若しくは直系卑属(子、孫等)

(B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方

【例】

- ・ 亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合
- ・ 債権者が、貸金債権を行使するに当たり、死亡した債務者の相続人を特定するために当該債務者が記載されている戸籍の記載事項を確認する必要がある場合
- ・ 生命保険会社が、保険金を支払うに当たり、その受取人とされている法定相続人を特定するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

【交付請求書に明らかなとすべき事項】

- (1) 権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実
- (2) 権利又は義務の内容の概要
- (3) 権利行使又は義務履行と戸籍の記載事項の利用との具体的な関係

(C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方

【例】

- ・ 乙の兄の甲が、死亡した乙の財産を相続によって取得し、その相続税の確定申告書の添付書類とされる乙が記載されている戸籍謄本を税務署に提出する場合
- ・ 乙の兄の甲が、死亡した乙の遺産についての遺産分割調停の申し立てを家庭裁判所にする際の添付資料として、乙が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要がある場合
- ・ 債権者甲が、貸金請求訴訟を提起するため、被告となる死亡した債務者乙の相続人を特定するために乙が記載されている戸籍謄本を裁判所に提出する必要がある場合

【交付請求書に明らかなとすべき事項】

- (1) 提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称
- (2) (1)で記載した機関への戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由

(D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

【例】

- ・ 成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合
- ・ 乙の兄の甲が、乙に財産を相続させる旨の公正証書遺言を作成するため、乙の戸籍謄本を公正役場に提出する必要がある場合

【交付請求書に明らかなとすべき事項】

- (1) 戸籍の記載事項を利用する具体的な目的
- (2) 戸籍の記載事項を利用する具体的な方法
- (3) 戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由

※(B)～(D)は、戸籍謄本の第三者(本人等以外の者)からの請求に当たり、交付請求書の記載から請求の理由等が明らかでない場合には、請求窓口において必要な説明を求められたり、追加の資料の提出を求められることがあります。

具体例が
増えました

